

## 一般社団法人モビリティ・ビレッジ基金取扱い規程

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人モビリティ・ビレッジ（以下、「本法人」という。）の定款第40条に基づき、本法人の基金の取扱いについて必要な事項を定める。

### (使用目的)

第2条 本法人は、基金の募集により拠出を受けた金銭については、一般の資産に含めて管理をするものとする。

### (基金の募集及び拠出者の権利)

第3条 本法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

- 2 基金の募集等の手続については、理事会の決議により定めるものとする。
- 3 本法人は、基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い、返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。但し、毎事業年度末における返還限度額の範囲内で行うものとし、その拠出額を越えて返還しない。
- 4 本法人の拠出金は一口1万円とし、申込者はその整倍数をもって行う。
- 5 拠出者は、拠出金の払込みまたは現物初出財産の給付（以下、「拠出の履行」という。）に係る債務と本法人に対する債権とを相殺することはできない。
- 6 基金の拠出者は、定款第51条による解散のときまでその返還を請求することができない。

### (基金の返還)

第4条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

- 2 本法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の事業年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

- (1) 基金並びに代替基金の総額
  - (2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した  
貸借対照表上の純資産額
- 3 第1項の決議においては、次の事項を議決するものとする
- (1) 返還の総額
  - (2) 返還の期日
  - (3) 返還の方法
- 4 第2項の規定に違反して本法人が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本法人に対し、連帯して返還された額を弁済する責任を負う。

(返還の順位・金額)

- 第5条 本法人の基金の返還については、個別の基金毎に返還の順位をつけないものとし、個別の基金の拠出者の口数に応じて一口当たり均等額を返還する。
- 2 当初の拠出金額の相当する金額全額の返還をうけた拠出者の口数については、消滅する。

(基金の利息)

- 第6条 本法人の基金の返還に係る債権には、利息を付さない。

(報告)

- 第7条 予算に基づき支出された基金の使用実績および基金の財務状況については、収支決算に基づいて、社員総会へ報告し、社員総会の承認を得るものとする。

(債権の譲渡・質入等)

- 第8条 本法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡・質入及び信託することはできない。
- 2 基金の拠出者が死亡又は解散したときは、その正当に承継した権利者にこの法人に対する基金の拠出者の権利は帰属する。

(返還の制限)

第9条 本法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権となる

- 2 本法人が清算法人となった場合には、基金の返還に係る債務の弁済は、その他の清算法人としての債務の弁済がされた後でなければすることができない。

(規定の変更)

第10条 この規定は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

(附則)

1. この規定は、平成29年9月8日から施行するものとする。